

常設委員会委員選出規則

(目的)

第1条 本規則は、会則第15条第4項に定める、医療情報標準化推進協議会の常設委員会である、標準化委員会および広報委員会の委員の選出方法を定める。

(構成)

第2条 常設委員会は、委員長および若干名の委員、またオブザーバーから構成される。

2 個人会員は、常設委員会の委員になることはできない。

(委員の選出)

第3条 委員会の委員は、会員からの推挙を受け会長が理事会に推薦し、理事会の承認を経て選出する。

2 幹事会員および正会員は、常設委員会の委員を推挙することができる。

(改廃)

第4条 本規則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は、2018年12月19日より実施する。